

令和8年9月17日

令和8年度 筑後川水系渇水調整連絡会 第3次渇水調整

I 渇水調整の背景

筑後川流域では梅雨明け以降少雨傾向にあり、8月の月間降水量は江川ダムが管理開始した昭和50年以降最少であった。

令和8年8月21日から第1次渇水調整、令和8年9月4日から第2次渇水調整に取り組んでいるが、引き続き少雨傾向が続いていることから、主要利水6施設（江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、大山ダム及び小石原川ダム）合計貯水量は30%程度と減少の一途をたどっている。

今後、まとまった降雨が無くダムからの補給を継続的に行わなければならない場合、約1ヶ月で渇水対策容量を除く利水容量のすべてが無くなることが予想され、補給の途絶による市民生活及び社会経済活動への影響を低減するため、更なる渇水対策が必要な状況となった。

このような状況を受けて、福岡県及び佐賀県から筑後川水系渇水調整連絡会の開催要請があり、以下のとおり、各水利使用者間の総合的な水運用のため第2次渇水調整に引き続き、今回、第3次渇水調整を行うものである。

II 渇水調整事項

1. 主要利水6施設の貯留水延命のため、福岡県及び佐賀県は、かんがい用水使用者、水道事業者等に対し自主節水の継続を促すとともに、9月18日から、同時期の実績取水量に対し、福岡地区水道企業団は55%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は5%に取水制限を強化する。
2. 今後も少雨傾向の継続が懸念されることから、国土交通省は、福岡県、佐賀県及び大分県と連携し、河川環境等への影響に配慮しつつ、松原ダム及び下釜ダムへ極力貯留を行うことにより、今後の河川流量の安定化に努める。
3. 関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、一層の節水を促すよう啓発活動を行う。